

第 5 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和元年 7 月 18 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	6 番委員	鳩 山 隆 史
7 番委員	元 木 幹 夫	8 番委員	榎 本 弘 行
9 番委員	川 端 宏 志	10 番委員	鈴 木 正 勝
11 番委員	森 田 晃 章	12 番委員	伊 藤 義 治
13 番委員	原 勇	14 番委員	井 上 一 郎
15 番委員	熊 井 守	16 番委員	杉 崎 一三六
17 番委員	富 澤 保 夫	18 番委員	萩 本 末 子
19 番委員	小 野 一 弘	20 番委員	井 上 眞 一

欠席委員

事 務 局

局長 元木勇治 次長 今村好一
書記 中野詳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第5回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、19人の委員のご出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることをご報告します。

なお、6番議席の鳩山委員につきましては、本日、都合によりおくれる旨のご連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしくお願いいたします。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。7月に入り、26年ぶりの冷夏、日照不足による収穫量が減少するなど、農作業に悪影響をもたらし、昨日よりまた気温が上昇し、蒸し暑くなってまいりました。急激な上昇により体がついていきませんので、熱中症には十分ご注意ください、農作業等において従事してください。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、今月25日には農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールが予定されています。暑い中での調査となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後、議事日程に従い議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、8番議席の榎本委員、9番議席の川端委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第18号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局から説明します。事務局、よろしくお願いいたします。

○中野書記　それでは、先日本配りしている資料をごらんください。

専決処分の報告について。報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権等の権利を設定する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっておりますが、同法第3条の3

第1項の規定により、その権利の移転の理由が相続である場合、また法人の合併、分割の場合は、農業委員会への届け出とすることになっております。今回、相続による所有権の移転の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

番号1をごらんください。土地の所在は染地1丁目●●番●●，面積は664平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。6月14日に届け出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2をごらんください。土地の所在は深大寺北町2丁目●●番●●外6筆，面積は合計で4,678.39平方メートルであり、権利を取得した者は●●●●氏であります。6月14日に届け出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。報告第18号，農地法第4条第1項第7号の規定による転用の届出についてでございます。農地法第4条の規定の転用届とは、土地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものでございます。

番号1をごらんください。土地の所在は布田6丁目●●番●●，面積は358平方メートルであり、申請人は●●●●氏と●●●●氏であります。この土地は生産緑地ではありませんが、今般、所有権の移転を伴う土地活用を図る駐車場の建設が計画され、地目の変更をするものでございます。事務局職員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、6月5日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号2をごらんください。土地の所在は深大寺北町7丁目●●番●●，面積は378平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。こちらの土地は生産緑地ではありませんが、土地活用を図る戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものでございます。灌漑委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。なお、6月25日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。報告第19号，農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてであります。この届け出は、土地の権利の移動を行い、農地を農地以外のものに転用するものでございます。

番号1をごらんください。土地の所在は若葉町1丁目●●番●●，面積は27平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏と●●●●氏，譲受人は●●●●氏であり、転用目的

は宅地の庭の拡大ということになっております。元木会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地ではなく、譲受人の●●氏の敷地に接する土地であり、今般、●●氏の敷地の一部とするため、所有権の移転を伴う地目の変更をするものでございます。なお、5月31日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月5日に受理通知書を交付しております。

番号2をごらんください。土地の所在は小島町1丁目●●番●●，面積は34平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は三井不動産レジデンシャル株式会社であり，転用目的は共同住宅の建設であります。杉崎委員が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地ではありませんが，今般，隣接する土地とあわせ，所有権の移転を伴う共同住宅の建設が計画され，地目の変更をするものであります。なお，6月5日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。番号の3と4につきましては関連がございますので，あわせてご説明をいたします。

最初に，番号3をごらんください。土地の所在は染地1丁目●●番●●外1筆，面積は合計で429.07平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人はノーヴァ・アソシエイツ株式会社であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

次に，番号4をごらんください。土地の所在は染地1丁目●●番●●，面積は653平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人はノーヴァ・アソシエイツ株式会社であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

この番号3及び4は，小野副会長が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。この番号3及び4の土地は，以前，同一人が所有する生産緑地でありましたが，相続により，番号3の●●●●氏，番号4の●●●●氏の所有となりました。その後，買い取り申し出を経て，行為制限の解除となっております。今般，番号3及び4の農地について，所有権の移転を伴う土地活用を図る戸建て住宅の建設が計画され，地目の変更をするものでございます。なお，6月13日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。番号5をごらんください。土地の所在は多摩川1丁目●●番●●，面積は0.6平方メートルであります。譲渡人は武蔵開発株式会社，譲受人は●●●●氏と●●●●氏であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。事務局職員が

現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、この資料の備考欄の地図のところ、該当面積が0.6平方メートルということで大変小さいところになっておりまして、この地図の真ん中の右上ぐらいに黒い三角みたいな、ぼちっとあると思うのですけれども、そこが該当の土地になります。今後、こういう小さいところが出たときには、改めて地図の上に丸をしたりして、もっとわかりやすくするつもりですので、今回はこれでご了承をお願いいたします。

こちらの土地につきましては、以前、生産緑地でありましたが、相続による買い取り申し出を経て、行為制限の解除となっております。その後、農地法第5条の届け出により、開発業者へ所有権が移っております。今般、戸建て住宅の建設が計画され、元地番から分筆を行い、改めて農地法第5条の届け出がなされたものでございます。前回の総会で、隣接する北側の土地、多摩川1丁目●●番●●、80平方メートルの建設計画に接する部分でございます。なお、6月18日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

番号6をごらんください。土地の所在は布田6丁目●●番●●外1筆、面積は合計で1,248平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏と●●●●氏であります。譲受人は三井不動産レジデンシャル株式会社であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。小野副会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地でありましたが、相続による買い取り申し出を経て、行為制限の解除となっております。今般、所有権の移転を伴う土地活用を図る戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。なお、6月19日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。番号7をごらんください。土地の所在は若葉町3丁目●●番●●外5筆、面積は合計で1,436平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社飯田産業であり、転用目的は戸建て住宅の建設であります。元木会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地でありましたが、相続による買い取り申し出を経て、行為制限の解除となっております。今般、所有権の移転を伴う土地活用を図る戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものでございます。なお、6月25日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月28日に受理通知書を交付しております。

番号8をごらんください。土地の所在は若葉町1丁目●●番●●、面積は373平方メー

トルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はアグレ都市デザイン株式会社になります。転用目的は戸建て住宅の建設であります。事務局職員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地ではありませんが、今般、所有権の移転を伴う土地活用を図る戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものでございます。

なお、6月28日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、7月1日に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告については以上になります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。——ご質問、ご意見がないようですので、以上3件の報告を承認することに異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第4、報告事項を議題といたします。1、令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、2、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(相続税の納税猶予に関する適格者証明)について、3、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業を行っている旨の証明)について、4、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてを事務局から説明いたします。事務局、お願いいたします。

○中野書記 それでは、報告事項についてご説明をいたします。

資料の報告事項1をごらんください。令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和元年度農業委員会審議状況(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況をごらんください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届け出が件数2件。面積5,342.39平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和元年度農業委員会審議状況(2)をごらんください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届け出が件数2件、面積736平方メートル、所有権の移転を伴う農地法第5条は件数8件、面積4,200.67平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和元年度目的別農地転用状況についてご説明いたします。真ん中の表の令和元年度農業委員会審議状況(2)の、宅地として農地転用したものの内訳

でございます。前回の総会審議状況で変更となった部分でございます。農地法第4条は、表の上から1段目、専用住宅に転用したものが件数1件、面積378平方メートル、表の4段目の駐車場に転用したものが件数2件、面積969平方メートルでございます。農地法第5条では、表の上から2段目、建て売り住宅、分譲に変更転用したものが件数11件、面積5,016.28平方メートル、3段目の共同住宅・貸家に転用したものが件数1件、面積34平方メートル、表の一番下になります、その他に転用したものが件数2件、面積1,463平方メートル。内訳の合計は、表の右の合計欄になります。件数19件、面積8,803.10平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料の報告事項2をごらんください。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。この証明は、農地を相続により取得した者が、相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は小島町2丁目●●番●●，面積は576平方メートル，相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。杉崎委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は染地1丁目●●番●●，面積は664平方メートル，相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。小野副会長が現地確認をしております。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は深大寺北町2丁目●●番●●外2筆，面積は合計で1,721.39平方メートル，相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。瀧柳委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。資料の報告事項3をごらんください。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は下石原3丁目●●番●●外6筆，面積は合計で5,617.89平方メートル，相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。

熊井委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は下石原2丁目●●番●●外1筆、面積は合計で1,206.56平方メートルでございます。相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏でございます。熊井委員が現地確認をしております。

なお、備考欄に書いてありますが、番号1は●●氏のお父様の分の納税猶予、番号2がお母様の分ということで、2つに分かれているということになります。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は布田6丁目●●番●●外4筆、面積は合計で3,530平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●であります。小野副会長が現地確認をしております。

番号4についてご説明いたします。土地の所在は深大寺東町4丁目●●番●●外2筆、面積は合計で2,323平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。井上一郎委員が現地確認をしております。

番号5についてご説明いたします。土地の所在は飛田給2丁目●●番●●外2筆、面積は合計で2,170平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。森田委員が現地確認をしております。

番号6についてご説明いたします。土地の所在は飛田給2丁目●●番●●外2筆、面積は合計で2,170平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。森田委員が現地確認をしております。

なお、この番号5と6の納税猶予制度の適用を受けている農地は同じ場所でございます。番号5の●●●●氏及び番号6の●●●●氏が、それぞれ登記簿上の持ち分、2分の1ずつを所有となっていることから、引き続き証明も別々に必要になります。なお、面積につきましては、登記の面積であります。

次のページをお願いいたします。番号7についてご説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●●番●●外11筆、面積は合計で4,487平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。原委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号7につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いいたします。報告事項4、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてご説明をいたします。この届け出は、生産緑地に係る農業の主たる従事者である旨を証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は深大寺東町3丁目●●番●●外21筆、面積は合計で1万3,658平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。井上眞一委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は深大寺東町3丁目●●番●●外21筆、面積は合計で1万3,658平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。井上眞一委員が現地確認をしております。

番号の1と2は同じ所在であります。主たる従事者が異なることから、別々に証明が必要になるということで、2つ出しております。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は国領町6丁目●●番●●外3筆、面積は合計で2,379平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。小野副会長が現地確認をしております。

番号4についてご説明いたします。土地の所在は飛田給2丁目●●番●●、面積は1,014平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。野口委員が現地確認をしております。

なお、番号1から4につきましては、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。——ご質問もないようですので、以上4件の報告を了承することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、報告のとおり了承することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。お願いいたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項について説明いたします。

最初に、次回の総会日程についてです。次回の総会は、8月15日木曜日午後3時から、この場所なのですけれども、調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行います。よろしくお願いいたします。

続きまして、ホチキスどめの厚い資料をもとに説明させていただきます。

まず、1ページ目なのですけれども、6月17日に東京都農業会議主催の農業委員会地区別広域連絡会議（北多摩南部地区）が予定どおり開催され、会長、副会長が出席され、事

事務局が同席しました。当日は、各市の施策などの情報共有が図られました。

ページをめくっていただいて、2ページ、3ページ、6月21日は、第125回通常総会、隣の3ページ、令和元年度第1回事業推進協議会が開催され、こちらは会長が出席され、事務局が随行いたしました。

ページをめくっていただきまして、8ページから、飛んでしまいまして、済みません。7月に開催された平成31年度北多摩地区農業委員会連合会会長研修については、予定どおり会長が参加され、事務局が随行しました。こちらは参考までに、大町市の農業施策の概要をつけております。大町市の人口は、23万人を超えている調布市に対して、2万8,000人程度と、比較するのは大変難しいところですが、大町市は立川市の姉妹都市で、農地面積が2,480ヘクタールと、ほぼ北多摩地区全体の農地面積に近い数字の市でございます。こちらはかなり分厚い資料を配付しているのですが、後ほどごらんになってください。よろしく願いいたします。

ページを戻っていただきまして、4ページになります。7月に開催された、東京都都市農政推進協議会については、こちらの資料のとおりなのですが、会長が出席され、事務局が随行いたしました。

次に、隣の5ページ、農業委員に向けた研修で、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催についてです。日時は8月8日、記載のとおりなのですが、場所は、府中市生涯学習センター2階講堂となります。各委員の皆様には、まず予定を確認していただいて、出欠席など、詳細について後に事務局の担当までご連絡をよろしく願いいたします。

またページをめくっていただいて、6ページ、7ページをよろしいですか。農業振興計画の策定についての説明をいたします。平成27年4月に都市農業振興基本法の制定により、都市農地の位置づけが、これまでの宅地化すべきものから、都市にあるべきものに大きく転換し、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。こちらの1番に、計画の背景、目的を記載してございます。このような国の方向性や高齢化、後継者不足など、現在の農家を取り巻く現状などを踏まえて、今年度、調布市農業振興計画を策定する作業を現在進めております。

計画の策定の背景や進め方はこちらの資料のとおりとなりますが、隣の7ページの予定スケジュールをごらんになってください。計画の策定に当たり、8月末ごろになりますが、アンケート調査を実施いたします。

また、農地は農作物を生産するだけでなく、防災や環境保全などの多面的な機能もあることから、市の関係部署との組織横断的な連携はもとより、こちらに書いてあります策定会議を設置して、農業関係機関やJAマインズを初め、学識経験者、公募市民など多様な主体の意見を取り入れながら、計画づくりを進めてまいります。なお、こちらの策定会議には、元木会長に委員として出席をお願いしてあります。

今後、農業振興計画の策定について、新たな情報や資料などがまとまりましたら、総会などで情報提供していきますので、よろしく願いいたします。

その他といたしまして、きょう、さまざまな資料を配付しております。農政対策ニュースのNo.8から9とか、配付したものは、後ほどごらんください。よろしく願いいたします。

最後に、7月25日に実施する農地パトロールの注意点なのですけれども、当日は相当な暑さが想定されますので、委員の皆様には水分を持参して小まめに水分補給、また帽子をかぶるなど、熱中症にならないよう十分注意していただきますよう、ぜひよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいまの事務局からの説明について、何かご質問ございましたらお願いいたします。——ご質問もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第22期第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時36分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

8番委員

9番委員